

宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることができます。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、の暴力団構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力。
 - ロ. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (9) 宮城県暴力団排除条例の規定に該当するとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の、住所、氏名、性別、国籍、および職業。
- (2) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

(予約金)

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2 前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(申込者の予約の解除)

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、団体客（ペイングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ）の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には、切り上げる）についてはこの限りではありません。

違約金申し受け規定

(1) 一般客

- イ. 宿泊日の前に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
- ロ. 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%。

(2) 団体客

- イ. 宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合の宿泊者1人につき、その宿泊第1日日の宿泊料金の10%。
- ロ. 宿泊日の前に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
- ハ. 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%。

2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の午後9時（あらか

じめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になども到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することができます。

3 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金は頂きません。

(ホテルの予約の解除)

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第9号までに該当することになったとき。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第4条第1号の予約金を請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

2 当ホテルは、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を当ホテルに登録して下さい。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
- (3) 出発日および時刻
- (4) その他、当ホテルが必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が、当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は、午前10時とします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申し受けます。

追加料金

- (1) 午後1時まで…1泊室料金の30%
- (2) 午後3時まで…1泊室料金の50%
- (3) 午後3時すぎ…1泊室料金の全額

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは、原則として現金前払い制といたします。但し、当ホテルが認めたものに関してはこの限りではありません。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従って頂きます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から9号までに該当することになったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時または客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂きません。

パシフィックホテル白石利用規則

ホテルの公共性と安全性を維持するため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款にもとづき、下記の規則をおまもりいただくことになっております。

この規則をおまもりいただけないときは、宿泊約款第11条により宿泊のご継続をおことわりさせて頂きます。

記

- (1) 廊下および客室内で暖房用、炊事用、プレス用などの火器およびアイロンなどをご使用にならないこと。但し、ホテル備えつけの器具を除きます。
- (2) ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないこと。
- (3) 高声放歌や喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をかけたりなさらないこと。
- (4) 廊下および客室内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。
 - (イ) 動物、鳥類
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの
 - (ハ) 著しく多量の物品
 - (ニ) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
- (5) 廊下および客室内で、とばくおよび風紀をみだすような行為をなさらないこと。
- (6) 廊下および客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に使用しないこと。
- (7) 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりしないこと。
- (8) ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさらないこと。
破損された場合は実費を頂きます。
- (9) ホテルの外観をそこなうような物品を窓にお掛けにならないこと。
- (10) ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないこと。
- (11) 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないこと。
- (12) 当ホテルの門限は午前2時となっています。
- (13) ご宿泊日数を変更なさるときは、前もってフロント係員にご連絡下さい。
- (14) お預りのお洗濯物やお忘れ物の保管は、ご出発後3ヵ月までとさせて頂きます。
- (15) 当ホテル駐車場ご利用のお客様は必ず車のキーをフロントにお預け下さい。
駐車中の車の事故（破損、盗難等）については当ホテルは、一切の責任を負いません。
- (16) 貴重品はフロントにお預け願います。それ以外の盗難の際、当ホテルは責任を負いかねます。
- (17) お勘定は3日毎に前金でお支払い下さること。3日以内でも、20,000円をこえた場合、ホテルから請求があつたらお支払い下さること。
- (18) みだりに外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらないこと。
- (19) 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないこと。